

第 22 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 5 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	片桐 幸示	2 番	渡部 延三	
	3 番	高橋 凌	4 番	竹田 安宏	
	5 番	菊地 匡	6 番	井上 善博	
	7 番	笹島 敏彦	8 番	渡邊 達郎	
	9 番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 号	農業者年金に関する申請について
報告第 3 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による 農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第 3 号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長	奥山 雅喜
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 定刻となりましたので、これより第 22 回砂川市農業委員会定例総会を始めます。

はじめに、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。なお、本日、野田事務局長におかれましては、他の公務のため欠席しております。

会長 <開会挨拶>

議長

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 5 番の菊地匡委員と、6 番の井上善博委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開きください。

農地の相続による権利移動を 2 件報告いたします。

1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、空知太西 4 条 7 丁目 314 番 20、地目は公簿が田で現況が畑、面積 451 m^2 、以下、記載のとおり計 9 筆、面積 2,684.10 m^2 で、令和 7 年 2 月 15 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が亡くなれたことにより、会社員である息子さんの[REDACTED]が相続したものです。3 月 17 日に届出を受理して、同日に受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 12 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照願います。こちらの農地は、元サンワドーの北側に位置しており、昨年 10 月に皆さんと農地パトロールを行った際にバレルサウナをご覧いただいたかと思いますが、その土地の向かい側になります。現在耕作はされておらず、年に数回草刈りがされております。

次に、議案の 2 ページをご覧ください。2 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、東豊沼 151 番 1、地目は公簿・現況とも田、面積 725 m^2 、以下、記載のとおり計 20 筆、面積 61,214 m^2 で、令和 7 年 1 月 18 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が亡くなれたことにより、息子さんである[REDACTED]が相続したものです。3 月 21 日に届出を受理して、同日に受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 13 ページに、第 2 号図を添付しておりますのでご参照願います。以上、ご報告いたします。

議長

只今、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは、本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 3 ページをお開きください。案件は 1 件です。令和 7 年 4 月 7 日に農業者年金通常加入申込書が、[REDACTED]より届出されました。厚生年金から国民年金に戻ったことに伴う届出であり、こちらは既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長

只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員
議長
全員
議長

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第3号をご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。

案件は3件です。1件目は、「[REDACTED]」です。別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」を上から順に見ていきたいと思えます。経営面積は畑が1.98ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、地力作物として作付けしているひまわりであり、売上高はありません。次に、議決権を持つ構成員3人全員が農業常時従事者であり、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である3人全員が農業に常時従事しておりますので、両項目とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「[REDACTED]」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。

2件目は、「[REDACTED]」です。別紙2の確認書を上から順に見ていきたいと思えます。経営面積は畑が1.04ha、法人形態は合同会社、事業の種類は、きゅうりの生産であり、売上高は、全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員2人が農業常時従事者であり、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である2人が農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「[REDACTED]」は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。

3件目は、「[REDACTED]」です。別紙3の確認書を上から順に見ていきたいと思えます。経営面積は田が53.2ha、畑が1.8ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、水稻で、関連事業として米の販売を行っております。売上高は関連事業を含めて、全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員1人が農業常時従事者であり、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である3人全員が農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「[REDACTED]」は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。

以上、ご報告いたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の5ページをお開きください。

案件は1件です。本案件は、昨年4月の定例総会においてもご提案いたしました「砂利採取」を目的とした農地の一時転用になります。農地の一時転用は、砂利採取や建築現場事務所、臨時駐車場など一定の期間、農地を耕作以外の目的で使用することでありまして、一時転用できる期間は、その目的を達成するために必要最低限の期間とされており、本案件の様な、農用地区域内の農地の一時転用は、その場所が、周辺の他の土地での代替えができないなどの条件が

あります。申請手続きは、一般的な「農地転用」の申請手続きと同じですが、申請書に工事完了日を記載し、その日までに農地に復元することが条件となっております。

では、内容を確認していきたいと思います。土地所有者・貸主は、
の他、住所は記載
のとおりで、
の4人、転用計画者・
借主は、

、土地の表示は、空知太 82 番 2 の内、地目は公簿・現況とも畑、面積 2,712 m²、以下、記載のとおり計 6 筆、面積 25,866 m²、転用目的は、耕地改良に伴う砂利採取、農地の区分は、農振・農用地の区域内で都市計画区域外、図面は 14 ページに第 3 号図を添付しており、法律関係は使用貸借になります。

については、この周辺地域で当初は 3 年間、砂利採取を行う予定でしたが、4 年間に延ばして行うとのことで、今年はその 4 年目にあたります。また、第 3 号図を見ますと、細長い区域がありますが、これは砂利を採る区域ではなく、砂利を運搬するダンプカーの通り道として転用する計画になります。なお、資金計画は事業費約 28,395 千円に対して、全額、自己資金を充てることにしています。

最後に、本案件に関する農地法第 5 条の審査については、別紙 4 の 1 ページから 4 ページに示しておりますが、特に 4 ページの 5 総合判断の欄に記載のとおり、申請地は農地転用が原則不許可とされる農用地区域内の農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用を行う場合の例外許可要件を満たしておりますので、許可できます。また、この他、一般基準や添付書類においても、特に問題がありませんので、総合意見として、許可相当と認められます。以上、議案第 1 号のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議案第 1 号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」、事務局より提案願います。

では、議案第 2 号をご説明いたします。議案の 6 ページをご覧ください。

本案件が、以前から皆さんにお伝えしておりました、これまで扱ってきた農用地利用集積計画に代わる、農用地利用集積等促進計画になります。大きな変更点としては、北海道農業公社を介して行うことや、計画の決定権を持つのが公社であるため、農業委員会は、議案名にもあるとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づいて、公社に計画案の要請を行います。要請後は公社が計画を決定し、最終的には農業委員会が公告し、賃貸借が成立するといった流れになります。公告日は総会の翌月の 20 日を基本とし、20 日が土日祝日であれば後ろの日になります。

では、内容を確認していきたいと思います。1 番、新規の案件です。計画番号は令和 7 年度貸第 1 号、公告予定年月日は令和 7 年 5 月 20 日、出し手・貸主は、
、借主及び転貸主は、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、北海道農業公社、受け手・転借主は、

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

、農地の所在等は焼山 139 番 9、地目は公募が原野で現況が田、面積 1,689 m²、以下、記載のとおり計 3 筆、面積 5,877 m²、対価は猿渡推進員による調整により年額 150,000 円、これは地積に単価 13,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年 12 月 20 日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 7 年 5 月 20 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 2 年 8 か月、法律関係は賃貸借、図面は 15 ページ、第 4 号図に示しております。この案件の要件確認について、別紙 5 の調査書をご覧いただきたいと思います。

ご覧のとおり要件については、基にしている法律の変更以外、以前と変わりはありません。こちらについては、全ての要件を満たしているため、公社に対し要請ができる案件です。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 只今、議案第 2 号の説明がありましたがお質問・ご意見等ございませんか。
はい、猿渡委員。

猿渡委員 今回、変わってから初めての案件だったのですが、ここに契約書を出してから、公社から書類が戻るまで、かなりの時間がかかったのですか。

事務局 公社にはこれから送ります。まずこの総会で、この計画を公社に要請してよろしいかどうかをご審議いただき、要請の決定後、公社に送ることになります。また、公社に計画を送付してから、計画が却下されることがないように、公社には予め、この計画内容で提出しますということは伝えてあります。それで 5 月 20 日までには、こちらのほうに戻ってきて、5 月 20 日に砂川市農業委員会から公告をかけて、その日が賃貸借の成立日というかたちになります。

猿渡委員 分かりました。
議長 よろしいですか。

猿渡委員 はい。
議長 その他、何かご質問等ございませんか。
渡部委員 公告をかけるとはどういうことか。

事務局 市役所前の掲示板に張り出されているのをご覧いただいたことがあるかと思いますが、市民の皆さんに広くに知り渡らせるということが、賃貸借決定までの一つのプロセスとしてあります。計画が公社で決定して戻ってきた後は、その計画を公告・周知しなさいということが、中間管理事業の法律にもあるので、それをすることによって、効力が発生するということです。ちなみに、前回利用集積計画の時は、市長名で出していましたが、今回からは公社が決定して、戻ってきた 5 月 20 日に農業委員会会長名で公告を出すことになります。

議長 よろしいですか。

渡部委員 はい。
議長 その他、何かご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

続きまして、議案第 3 号「現況証明願について」事務局より提案願います。

事務局 では、議案第 3 号をご説明いたします。議案の 7 ページをお開きください。

案件は 2 件です。まず 1 番、願出者は

、土地所有者は

、土地の表示は、空知太東 1 条 1 丁目 384 番 3、公募は田、面積 400 m²、以下、記載のとおり計 2 筆、面積 718 m²になります。申請目的は、

地目変更登記のためであり、調査の有無は、4月18日に関係委員に確認いただいております。図面は16ページ、第5号図に示しております。こちらの土地は、国道12号線沿いに面しており、既に移転しました、[]の建物と駐車場がそのまま残っており、農地と言える状況ではないため、証明できるものと考えます。

次に議案の8ページをご覧ください。2番、願出者及び土地所有者は、[]、土地の表示は東豊沼182番3、公募は田、面積1,173㎡、以下、記載のとおり計6筆、面積42,883㎡になります。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、4月18日に関係委員に確認いただいております。図面は17ページ、第6号図に示しております。[]が所有している東豊沼の農地については、現在、[]と使用貸借を交わしておりますが、今後、北海道農業公社の特例事業、旧保有合理化事業を活用するにあたっては、農地とは言えない部分、原野や山林等の部分を細かく分筆する必要がある、その切り離れた土地が記載の6筆になります。この6筆は、農地としての復元が困難な原野や通路、山林など、農地とみなすことが困難であることから証明できるものと考えます。以上ご審議願います。

只今、議案第3号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

議長
全員
議長
全員
議長

全員
議長

事務局

1. 議会関連等報告（事務局次長）

2. 地域おこし協力隊の活動状況（事務局次長）

(1) []

令和7年3月末に退任しました。現在は、きゅうりなどを中心として農作業に励んでいます。

(2) []（2年目）

令和6年4月より活動を始め、今年度も市内農業者のもとで農作業支援を行い、次年度にミニトマトで新規就農をめざします。

(3) []（1年目）

令和7年4月より新たに着任しました。市内農業者のもとで農作業支援を行い、ミニトマトの生産農家をめざします。

3. 令和7年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請活動 （事務局）

・日時 5月28日（水）・29日（木）

・場所 渋谷公会堂ほか（東京都）

・出席者 関尾会長

4. 検討委員会の開催（事務局）

- ・ 5月中旬 検討委員会の開催
- ・ 検討委員 関尾会長、片桐会長職務代理者、議席番号6～9番の委員
- ・ 検討事項 ①令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価
②令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の達成状況の点検・評価

5. 「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の記入・提出
(事務局)

過日提出を依頼した「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を記入し、事務局に提出してください。5月の定例総会において、各委員の活動に対して農業委員会による点検・評価を行います。

6. 活動記録簿の提出 (事務局)

- ・ 農業委員として行った活動を記入し、4月分を事務局に提出してください。
- ・ データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス:nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

7. 協議会報告 (協議会長)

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和7年5月23日、金曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員